



平成 28 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名：フロイント産業株式会社
代 表 者 名：代表取締役社長 伏島 巖
(JASDAQ コード番号：6312)
問 合 せ 先：管理本部長 高波 裕二
電 話：(03) 5292-0240 (代表)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が施行されたことを踏まえ、平成28年2月25日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部を改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこと、企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。
- ・グループ各社のトップをはじめとする経営陣は、フロイントグループ企業行動規範を率先垂範し、周知徹底を図りつつ社内体制を整備する。
- ・代表取締役は、管理統括部門担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し（コンプライアンス担当役員）、当該役員のもと管理統括部門がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
- ・代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行う
- ・重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見し、何らかの事情で通常の職制ラインでは報告出来ない場合、コンプライアンス担当役員或いは顧問弁護士へ報告する。通報者の希望により匿名性を守秘するとともに、通報者に不利益な取り扱いがないことを保証する。
- ・コンプライアンス担当役員は、報告された事実の調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認める適切な対策を決定する。
- ・代表取締役が直轄する内部監査室は、コンプライアンスに関わる社内体制や、法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)情報の保存・管理

- ・取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに、社内規程に従い、適切に保存し管理する。
- ・また、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報は、「情報セキュリティポリシー」に従い、管理する。

(2)情報の閲覧

- ・取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することが出来る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処するため管理統括部門長を危機管理責任者に任命し、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的に管理する。
- ・各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役の諮問機関として本部長会議・経営会議を設置し、経営方針や経営計画その他職務執行に関する重要事項を検討する。
- ・取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に推進するため、必要に応じて各種委員会を設置する。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の取締役、使用人の職務の執行に係る事項の会社への報告体制

- ・子会社の経営の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と経営に影響を及ぼす重要事項については迅速な報告、或いは事前に協議する。

(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理については、当該子会社を担当する取締役が子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

(3)子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保する体制

- ・子会社における経営上の重要事項については当社取締役会で協議し、承認する。業務運営面においては、当社とグループ会社間における不適切な取引または会計処理を防止するため、当社の管理統括部門、関係本部、内部監査室が連携し、十分な意見交換と対策の検討を行う。

(4)子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

- ・当社は子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「フロイント産業 企業理念と行動指針」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
- ・当社は子会社に、監査役が内部統制システムの構築・運用を含め、子会社の取締役の職務執行を監視する体制を構築させる。

・当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置した内部通報制度を利用する体制を構築させる。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役は取締役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。使用人の人数、人などについても、監査役は取締役と協議する。

(2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限は、監査役または監査役会に帰属し、その旨を当社役員および従業員に周知徹底する。

(3) 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役の職務を補助する使用人に対する人事考課及び人事異動は、監査役と取締役が協議のうえ決定する。

(4) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要な会議において、監査役に定期的報告を行うほか、随時その担当する業務の執行状況を遅滞なく報告を行う。

・監査役が当社グループの業務及び財産を調査する場合は、代表取締役及び業務執行を担当する取締役および従業員は、的確かつ速やかに対応する。

・下記のような緊急事態が発生した場合、代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、可及的速やかに監査役に対し報告する。

① 当社或いはグループの信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの

② 当社或いはグループの業績に大きな悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの

(5) 子会社の取締役・監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制

・子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、的確かつ速やかに対応する。

・子会社の役員および従業員は、法令などの違反行為など、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに子会社を管理する部門へ報告を行うか、当社の内部通報制度を利用し通報する。

・内部通報制度の担当部門は、当社グループの役員および従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役、監査役および取締役会に対して報告する。

(6) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

(7)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役がその職務執行について、当社に対し費用の前払いを請求したときは、担当部門において審議のうち、当該費用に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)内部監査室と監査役との連携等

内部監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果等について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。

また、監査役及び内部監査室は、会計監査人とも連携、且つ相互に牽制を図るものとする。

(2)外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することが出来る。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

・財務報告の信頼性を確保するために、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスについて、内部統制委員会の方針に基づき評価、改善及び文書化を行い、取締役会は、これらの活動を定期的に確認する。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、断固として対決することを基本方針とし、これを当社グループ共通の企業行動規範に明記して全社員に周知徹底する。

・管理統括部門を対応統括部署とし、警察や外部専門機関と常に連携し、不当要求事例等の情報収集に努め、反社会的勢力との一切の関係遮断を図る。

以上